

産業廃棄物適正処理シンポジウム

- (1) 廃棄物処理業の状況
- (2) 不適正処理の状況
- (3) 大阪府廃棄物処理計画のポイント

2012/2/29

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

廃棄物処理業の状況について

①定期検査

<目的>

- 廃棄物処理業の許可については、原則5年ごとに、更新の許可を受ける制度。
- 一方、廃棄物処理施設の許可については、許可の更新は不要。
- そのため、廃棄物処理施設の老朽化などに伴う生活環境保全上の支障の発生のおそれ。

➡ 定期検査制度の創設(平成23年4月1日施行)

廃棄物処理業の状況について

①定期検査

<対象業者数>

1.処理業者(中間処理・最終処分)

施設名称	対象数 (施設)	経過措置による当初の年度別受検施設数				
		H23	H24	H25	H26	H27
その他の焼却施設(令第13号の2)	7	0	0	6	1	0
汚泥の焼却施設(令第3号)	1	0	0	0	1	0
廃油の焼却施設(令第5号)	1	0	0	0	1	0
廃プラスチック類の焼却施設(令第8号)	1	0	0	0	1	0
廃石綿等の熔融施設(令第11号)	1	0	0	0	0	1
廃棄物の最終処分場(令第14号)	5	1	1	0	2	1
合計	16	1	1	6	6	2

<参考> 産業廃棄物処理施設の許可件数(破砕等を含む全て) 96施設 (1/6が検査対象)

2.処理業者以外(自家処理用)

20施設 (建設廃棄物の自家処理施設3施設、製造業者の自家処理施設17施設)

廃棄物処理業の状況について

②優良産業廃棄物処理業者認定制度

<目的>

優良な産業廃棄物処理業者を行政が認定し、認定を受けた者の許可の有効期間を通常より2年長くする特例を付与するほか、排出事業者が優良業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理を進める。

【主な認定基準】

1. 環境マネジメントシステムによる認証(ISO14001等)を取得していること。
2. 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
3. 財務体質の健全性に係る次の基準を満たしていること。
 - ・申請直前3年の各事業年度のいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上
 - ・申請直前3年の各事業年度の「経常利益+減価償却費」の平均額が0を超える
 - ・法人税・消費税・住民税等、社会保険料及び労働保険料の滞納がない
4. 特定不利益処分(許可取消しや停止命令等)を受けていないこと。
5. 必要な情報を、一定期間継続してインターネットで公表し、更新していること。

廃棄物処理業の状況について

②優良産業廃棄物処理業者認定制度

<認定状況>

○平成23年12月31日現在の認定状況については以下のとおり

許可区分	認定業者数 (業者)	参考:許可業者数 [※] (業者)
産業廃棄物収集運搬業者	46	6,413
産業廃棄物処分業者	10	174
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	28	520
特別管理産業廃棄物処分業者	1	10
合計	85	7,117

※平成23年8月1日時点で許可を取得している業者数(優良業者を含む)

○認定状況については以下の大阪府ホームページで公表

[HTTP://WWW.PREF.OSAKA.JP/SANGYOHAI/YURYO_SHORIGYOSYA/INDEX.HTML](http://www.pref.osaka.jp/sangyohai/kyuryo_shorigyosya/index.html)

(大阪府トップページ ⇒ 環境・リサイクル ⇒ 産業廃棄物(廃棄物・リサイクル))

⇒ 大阪府知事の認定する優良な産業廃棄物処理業者について(大阪府優良認定産業処理業者)

5

廃棄物処理業の状況について

③熱回収施設設置者認定制度

<目的>

- 熱回収について、循環型社会形成推進基本法において、「再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならない」と規定。
- 廃棄物焼却時の熱回収をより一層促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設、又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は認定を受けることができる制度が創設された。
- 認定を受けた者は、熱回収施設の技術上の基準及び能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、排出事業者が認定を受けた業者への処理委託が促進され、一層の熱回収が推進される効果が見込まれる。

6

廃棄物処理業の状況について

③熱回収施設設置者認定制度

<認定の効果>

- 廃棄物処理施設の定期検査の受検が免除される
- 廃棄物の保管容量が「14日分」から「21日分」に増大される

7

■不適正処理とは

廃棄物処理法の定めによらず処理すること。
具体的には・・・

◆不法投棄

- ・埋立処分場以外の場所で埋立処分する行為
- ・埋立処分場で埋立処分基準等に違反して、埋立処分する行為
- ・処分する意思及び能力がないにもかかわらず、長期間放置する行為
- ・みだりに産業廃棄物を捨てる行為

◆不適正保管(野積み)

- ・保管基準等に違反して、保管する行為

◆野外焼却(野焼き)

- ・処理基準(構造基準に適合した焼却施設により焼却)に違反して、焼却する行為



野積み

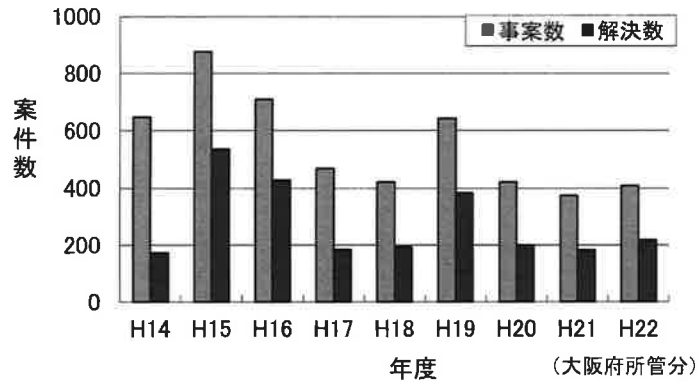
↓
処理する意思が無ければ不法投棄



野焼き

8

■不適正処理案件数の推移



【不法投棄等の傾向】

- 監視・指導体制を強化し、早期発見・早期解決に努めてきた結果、近年は 重大な案件の発生は、少ない。
- しかしながら、小規模な事案が大半であるものの、建設廃棄物を中心とする 野焼き・野積み行為は、引き続き絶たない状況。
- 大阪市内等市街地では少なく、市街地から離れた山間部など周辺部での発生が多い。

9

■不適正処理対策の課題と対策

【課題】

- ▶ **不適正処理事案の大多数は、野外焼却と建設系自家産業廃棄物の野積み**
 - ・排出事業者の廃棄物に関する管理意識等の欠如
 - ・排出量の多さと建設業特有の複雑な重層下請構造(排出者責任が曖昧等)
 - ・適正な処理を行うためには、一定のコストが必要
- ▶ **事案の悪質・巧妙化**
 - ・「仮置き」と称する長期放置
 - ・「自ら排出した廃棄物の保管や処分(=処理業許可不要)」と称した無許可営業
 - ・廃棄物処理法の適用を受けない「有価物・残土」と称した保管
- ▶ **土地所有者の管理意識の希薄と安易な土地の提供**
 - ・安易に他人に土地を貸し、当該他人等によって多量に廃棄物を野積みされると、自身は「善意の第三者」であることを主張し、必要な措置を講じないケースあり

【対策】

- ▶ **監視指導体制の強化**
 - ・H15年度に、現職警察官を含む専従の組織を設置(監視指導グループ)
 - ・H19年度からは、府内の約半数の不適正事案がある泉州地域に専従のチームを設置
- ▶ **廃棄物処理法・府循環型社会形成推進条例の厳正な執行**
 - ・建設工事における元請業者の排出者責任の徹底(H23.4.1改正廃棄物処理法施行により明確化)
 - ・土地管理者への啓発(管理責任)
 - ・不適正処理を行う処理業者には、積極的に行政処分を実施
 - ・不適正処理事案には、行為者に限らず排出事業者、土地所有者等にも措置命令を発令

10

大阪府循環型社会推進計画について(1)

- ・廃棄物処理法に基づき、大阪府が策定。
- ・計画策定に当たっての基本的な考え方は、大阪府環境審議会から答申

H22.12.1	大阪府環境審議会諮問
H23.11.24	大阪府環境審議会答申
H24.1.19~2.17	計画(案)のパブリックコメント
H24.3	計画策定(予定)

11

大阪府循環型社会推進計画について(2)

【前計画の達成状況(産業廃棄物)】

- ・排出量は、目標をかなり上回る削減。
- ・再生利用量は、目標を未達成。
- ・最終処分量は、目標以上の削減。

単位:万トン

	H17実績	H22目標	H22実績
排出量	1,728	1,766	1,453
再生利用量	545	568	458
再生利用率	32%	32%	32%
最終処分量	67	53	47

12

大阪府循環型社会推進計画について(3)

【計画(案)の目標等】

計画期間 :平成27年度を目標とする5カ年。

計画の目標(産業廃棄物):

単位:万トン

	H22実績	H27推計	H27目標
排出量	1,453	1,577	1,565
再生利用量	458	537	551
再生利用率	32%	34%	35%
最終処分量	47	55	49

13

大阪府循環型社会推進計画について(4)

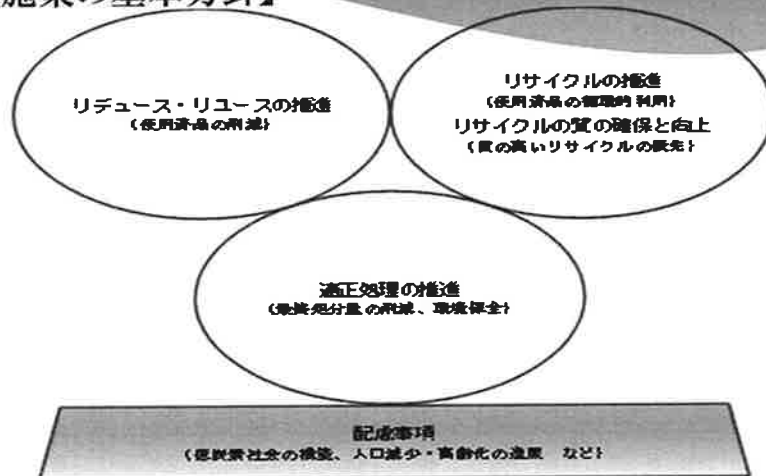
【計画(案)の特徴】

- ・「廃棄物処理計画」から「循環型社会推進計画」へ。
- ・リサイクルの質の確保と向上を図る。
- ・低炭素社会にも配慮。
- ・計画の進行管理を実施。

14

大阪府循環型社会推進計画について(5)

【施策の基本方針】



15

大阪府循環型社会推進計画について(6)

【主な施策(産業廃棄物)】

- リデュースとリユースの推進
 - ・ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進
 - ・建築物、製品等の長期的活用の促進
- リサイクルの推進
 - ・事業者、府民によるリサイクルの取組みの促進
 - ・建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進
 - ・上下水汚泥のリサイクルの促進
 - ・再生品の利用促進 等
- リサイクルの質の確保と向上
 - ・質の高いリサイクルの優先
- 適正処理の推進
 - ・排出事業者に対する指導の徹底
 - ・不適正処理の根絶
 - ・健全な産業廃棄物処理業者の育成 等
 - ・最終処分場の確保(フェニックス事業の推進)
- 留意事項
 - ・低炭素社会への配慮
 - ・大阪府の率先行動

16